

## やまなしプラスチックスマート連絡協議会規約

### (目的)

第1条 事業者、民間団体、行政等が一体となって、プラスチックごみ等の発生抑制に向けた取組を推進するため、やまなしプラスチックスマート連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) プラスチックごみ等の発生抑制対策に関すること。
- (2) 前号に係る環境教育及び普及啓発に関すること。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 別表に掲げる団体等の長が指名する当該団体等に属する者
- (2) 学識経験者

### (会長等)

第4条 協議会に会長1名及び副会長2名を置き、会員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、協議会の事務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、第3条各号で規定する者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を山梨県森林環境部環境整備課に置く。

### (その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規約は、令和2年11月1日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和3年4月1日から適用する。

#### 附 則

この規約は、令和3年7月18日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和4年7月28日から施行する。

#### 附 則

この規約は、令和5年1月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

別表

(分野別五十音順)

| 分野    | 団体等                      |
|-------|--------------------------|
| 商工・経済 | 環境に関する企業連絡協議会            |
|       | 甲府商工会議所                  |
|       | 富士吉田商工会議所                |
|       | 山梨県商工会連合会                |
|       | 山梨県中小企業団体中央会             |
| 食品流通  | (公社) 食品容器環境美化協会山梨地方連絡会議  |
|       | 生活協同組合パルシステム山梨           |
|       | 山梨流通協議会                  |
| 農業    | 山梨県農業協同組合中央会             |
| 消費者   | (一社) 山梨県消費者市民社会推進協議会     |
| 廃棄物関係 | (一社) 山梨県一般廃棄物協会          |
|       | (一社) 山梨県産業資源循環協会         |
|       | (公社) 山梨県農業用廃プラスチック処理センター |
| 環境等   | 海と日本プロジェクトinやまなし実行委員会    |
|       | 認定NPO法人スペースふう            |
|       | 認定NPO法人日本釣り環境保全連盟        |
|       | NPO法人マイプラ対策室             |
|       | 山梨環境カウンセラー協会             |
|       | 山梨県女性団体協議会               |
|       | 山梨マイクロプラスチック削減プロジェクト     |
| 教育    | 山梨県高等学校長協会               |
|       | 山梨県公立小中学校長会              |
| 行政    | 山梨県市長会                   |
|       | 山梨県町村会                   |
|       | 山梨県                      |